

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()			
工事の種類		☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他()			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材			
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他()			
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他()			
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()			
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()			
【石綿関係の記載】 ①特定建設資材に付着している場合 ②特定建設資材に付着していない場合	特定建設資材への付着物 (解体・維持修繕工事のみ)	石綿	☐ 有 ☐ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等) ☐ 無 ☐ 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等)	☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施	
		その他	☐ 有() ☐ 無()		
	その他	石綿	☐ 有 ☐ 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) ☐ 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) ☐ 無 ☐ 非飛散性石綿(石綿含有スレート板等)	☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施	
		その他	☐ 有() ☐ 無 ☐ フロン類使用機器(業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵機器等)	() ☐ フロン類回収済み ☐ フロン類回収予定	
	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
①仮設		仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用		
②土工		土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用		
③基礎		基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用		
④本体構造		本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用		
⑤本体付属品		本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用		
⑥その他 ()		その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用		
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()			
工作物に用いられた建設資材の量の 見込み(解体工事のみ)		トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の 見込み(全工事)並びに特定建設資材 が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材 廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
			☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
			☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
			☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他					
備考					

☐欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。